

(写)

宮 労基発 0328 第 1 号  
平成 29 年 3 月 28 日

関係機関各位

宮城労働局労働基準部長

「春の交通安全県民総ぐるみ運動」に連携した  
交通労働災害防止対策の徹底について（協力依頼）

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、労働基準行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、宮城労働局内の平成 28 年の労働災害は、休業 4 日以上の死傷災害で、死亡 16 名を含む 2441 名(速報値(以下同じ))となり、前年対比 8.0%の増加となっており、製造業、建設業、運輸交通業、第 3 次産業等主要産業で増加する厳しい状況となっております。

交通労働災害については、平成 28 年は死亡 2 名を含む 171 名となっており、前年対比で微増の状態となっており、その 4 分の 3 以上が運輸交通業以外の業種で発生するなど、あらゆる業種で対応が必要となっております。

4 月 6 日から 15 日まで、春の交通安全県民総ぐるみ運動が行われます。

各職場においては、勤務中のみならず、通勤途中の交通事故を防止するため、この運動を契機として、経営トップが率先して、交通安全対策にお取り組みいただくことが効果的と思われまます。

つきましては、別添チラシを配布するなどして、同運動実施要項の職域における実施事項や、交通安全教育の実施、交通労働災害防止のためのガイドラインについて、関係事業場等へ周知していただきますようお願いいたします。

「春の交通安全県民総ぐるみ運動」については宮城県HPを御覧ください。また、別添チラシについては、宮城労働局HPに掲載しますので、御活用ください。

担 当

宮城労働局 労働基準部 健康安全課

主任安全専門官 高橋 俊幸

衛生専門官 武田 栄治

電話 022-299-8839



# 交通安全について、 職場での積極的な啓発をお願いします！ 春の交通安全県民総ぐるみ運動 (4月6日～4月15日)

## 宮城県 春の交通安全県民総ぐるみ運動

### [職域における実施事項]

事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等を開催し、以下に留意した職域における交通安全意識の向上を図るほか、社内広報誌（紙）を活用した積極的な広報啓発活動や、職員による地域の各種交通安全啓発活動への参加を促進するため、安全運転や交通事故情勢などに関するきめ細かな情報提供を行いましょ！

- ・ 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行
- ・ 飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグ等を使用した上での運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知
- ・ ハイビームの励行により横断歩行者等の早期発見
- ・ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底及び着用効果の理解促進
- ・ 自転車利用者に対する交通ルールの遵守

詳しくは、宮城県のHPをご参照下さい。

## 交通労働災害防止のための安全教育

- (1) 雇入れ時の教育 ～交通法規、自動車運転者の労働時間の改善のための基準(厚生労働大臣告示)以下改善基準告示)などの遵守、睡眠時間の確保、飲酒の運転への悪影響、睡眠時無呼吸症候群の治療、体調維持の必要性を教育
- (2) 日常の教育～改善基準告示、睡眠時間の確保、交通事故発生状況、安全走行に必要な情報、交通安全情報マップによる教育
- (3) 交通危険予知訓練  
～どのような危険が潜んでいるか、危険予知を学習しましょう  
(検索)「国土交通省「危険予知を学習しましょう」「警視庁 危険予知トレーニング」
- (4) 高齢者の交通労働災害防止対策  
～心身機能の変化をチェックしましょう！安全運転は老化の自覚から  
(検索)「高齢者に配慮した交通労働災害防止の手引き」

交通労働災害について、詳しくは以下のホームページをご覧ください！

交通労働災害防止 ポイント で検索



